附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

（原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の原子力発電施設解体引当金に関する省令（以下「新引当金省令」という。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する事業年度（以下「改正事業年度」という。）から適用する。

第三条　この省令の施行の際現に改正事業年度より前の事業年度において運転を廃止した原子炉に係る新引当金省令第一条第一号に規定する特定原子力発電施設（電気事業会計規則等の一部を改正する省令（平成二十五年経済産業省令第五十二号）の施行の日から施行日の前日までの間に廃止したものに限る。以下この条において「特定施設」という。）を設置する対象発電事業者（新引当金省令第一条第三号に規定する対象発電事業者をいう。以下同じ。）の特定施設に係る新引当金省令第五条第一項、第四項第一号及び第二号並びに第六項の適用については、同条第一項中「廃止しようとする」とあるのは「廃止した」と、「当該廃止が行われる日（以下単に「廃止日」という。）」とあるのは「この項の規定による承認の申請が行われる日」と、同条第四項第一号及び第二号中「廃止しようとする」とあるのは「廃止した」と、同条第六項中「当該承認に係る特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月から当該承認に係る廃止日の属する月から起算して十年を経過する月までの期間」とあるのは「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令（平成三十年経済産業省令第十七号）第一条の規定による改正前の第二条の二第一項の通知のあった期間（同条第四項の通知があった場合には直近の当該通知があった期間とし、同条第一項の通知がない場合には特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月から起算して五十年を経過する月までの期間とする。）」とする。

2　特定施設を設置する対象発電事業者は、施行日から起算して六月以内に、前項の規定により読み替えて適用する新引当金省令第五条第一項の承認の申請をしなければならない。

3　特定施設に係る総見積額の承認（第一条の規定による改正前の原子力発電施設解体引当金に関する省令（以下「旧引当金省令」という。）第二条第一項の承認を除く。次条第二項及び附則第五条において同じ。）、積立期間の変更（旧引当金省令第二条の二第一項の規定による積立期間の変更を除く。）並びに原子力発電施設解体引当金の積立て及び取崩しについては、施行日から起算して六月を経過する日までの期間（当該対象発電事業者が、同日までに、新引当金省令第五条第一項の承認の申請をしたときは、当該申請をした日の属する月の前月までの間）は、なお従前の例による。

第四条　この省令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の三十二第二項の規定による原子力規制委員会の認可を受けている原子炉に係る新引当金省令第一条第一号に規定する特定原子力発電施設（次項において「特定施設」という。）を設置する対象発電事業者は、施行日から起算して一月以内に、新引当金省令第二条の二第二項の規定により当該認可を受けている旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

2　特定施設に係る総見積額の承認並びに原子力発電施設解体引当金の積立て及び取崩しについては、施行日から起算して一月を経過する日までの期間（当該対象発電事業者が、当該期間内に、新引当金省令第二条の二第二項の規定による報告をしたときは、当該報告に係る同条第一項の通知を受けた日の属する月の前月までの間）は、なお従前の例による。

第五条　この省令の施行の際現にされている原子炉等規制法第四十三条の三十二第四項の規定による認可の申請に係る新引当金省令第一条第一号に規定する特定原子力発電施設に係る総見積額の承認並びに原子力発電施設解体引当金の積立て及び取崩しについては、施行日から新引当金省令第五条第四項の規定による申請をした日の属する月の前月までの間は、なお従前の例による。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第三条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、施行日以後の会計整理について適用し、同日前の会計整理については、なお従前の例による。

2　第四条の規定による改正後の電気事業会計規則の改正は、施行日以後の会計整理について適用する。ただし、施行日の属する事業年度の前事業年度に係る会計整理について、この規定を適用することは妨げない。

○経済産業省令第十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）を実施するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条　［略］	**第一条**　［略］
2　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	2　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一～五　［略］	一～五　［略］
六　第一種保安物件　次のイからチまでに掲げるもの	六　第一種保安物件　次のイからチまでに掲げるもの
イ～ハ　［略］	イ～ハ　［略］
ニ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭	ニ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭